

会 議 録

名称	第2回世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議		
日時	平成 26 年 2 月 7 日 (月) 10:00～12:00	場所	奈良市役所北棟 5 階 第 21 会議室
出席者	アドバイザー (敬称略)	座長： 田辺征夫 副座長：稲葉信子 アドバイザー： 小野健吉、斎藤英俊、増井正哉、宗田好史	
	オブザーバー	国土交通省： 近畿地方整備局 奈良国道事務所 来田専門官(代理) 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 大石所長	
	(事務局)	奈良県 文化振興課長、同課調整員 奈良市 教育総務部長、同部次長 文化財課長、同課課長補佐、同課係長、同課職員2名	
	(関係部局)	奈良県関係部局 奈良市関係部局	
開催形態	公開(傍聴人無し)		
担当課	教育総務部文化財課		
<p>[配布資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 次第 ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 アドバイザー名簿 ・第2回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 座席表 ・第2回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 資料 ・参考資料1 「原寸大プレゼンテーション」に関する国際憲章 ・参考資料2 朱雀門復原の経緯 			

1. 開会

2. 議事

田辺座長の進行により、議事が進められた。

田辺座長：まず、事務局より議事(1)、(2)について説明をお願いします。

(1)第1回アドバイザー会議での主な意見と第2回アドバイザー会議の位置づけ(確認)

(2)スケジュールの確認

事務局：(資料1 登録後の経緯と現況一覧、資料2 平成25年度第1回アドバイザー会議での主な意見と対応方針、資料3 包括的保存管理計画の検討フローと策定までのスケジュール) について説明

宗田アドバイザー：資料1の緩衝地帯・歴史的環境調整区域の法的保護状況について、一部の地域において市街化調整区域から市街化区域への変更があったと説明があったが、具体的な場所はどこか。また、資産への影響が無い根拠として高度地区の説明があったが、もう少し詳しく説明を頂きたい。

事務局：ひとつは、国道24号沿い一条高校の北側である。

宗田アドバイザー：規制内容に大きな変更があったのではないか。用途地域は何か。

事務局：第一種住居地域及び準住居地域である。加えて、高度地区(第四種)により高さ規制をしている。

宗田アドバイザー：緩衝地帯における市街化調整区域から市街化区域への変更は、世界遺産センターに報告する必要があるような非常に大きな変更ではないか。市街化調整区域は厳しい規制がされるが、市街化区域であれば一定の条件においては中低層のマンション等が建つ可能性がある。

田辺座長：第四種高度地区(現在は10m 高度地区に名称変更)の高さ規制は何mか。

事務局：10m である。

宗田アドバイザー：日本では、緩衝地帯を文化財保護法により担保することができない。そのため、都市計画における風致地区や美観地区を用いて規制を行うこととなった。しかし、それら都市計画は世界遺産のための制度ではない。そのため、京都においても銀閣寺(慈照寺)の緩衝地帯において宅地開発ができてしまう。周辺の土地利用に敬意を払うことができないまま、都市計画法上、家が建てられるところには家が建ってしまっている。

田辺座長：そのような変更を事前にチェックできる内容を、本包括的保存管理計画に盛り込まねばならないといえる。

稲葉副座長：現在、新たに推薦する資産の包括的保存管理計画には、そのような一応の調整機能を盛り込んでいるが、法的根拠はなく、知事の下に作る委員会等による行政指導のみである。

宗田アドバイザー：そうであれば、地権者の立場では法令に基づき自分の権利を守ることとなる。

稲葉副座長：そのような地区を緩衝地帯に含めるかどうかの議論は、前段階としてあるはずである。

斎藤アドバイザー：本資産の緩衝地帯の法的根拠は都市計画法のみか。

事務局：緩衝地帯を設定する際の説明の柱としたのは、古都保存法と都市計画法の風致地区である。今話題に上がっている地域は、元々は風致地区により10mの高さ制限がかかっていた。その一部に、既存の住宅がある市街化調整区域のエリアがあったため、風致地区の規制の中で用途地域を与えたというのが実情である。

宗田アドバイザー：なぜ用途地域を与える必要があったのか。いわゆる既存不適格物件に合わせたというこ

とか。

田辺座長：高度規制は厳しくなったのか。

稲葉副座長：平城宮跡から東大寺を望むスカイラインを気にしていたと思うが。

事務局：一旦整理させていただく。法華町については、幹線道路の沿道であり、当時の建設省の通達では近隣商業地域、商業地域、準工業地域、または工業地域とすることとなっている。

宗田アドバイザー：一般的にはそうであることは理解している。ただ、ここは世界遺産の緩衝地帯である。普通の郊外の市街地と同様に扱うようでは困る。

田辺座長：住民からそのような要望があったのか。

宗田アドバイザー：事務的に都市計画部局が進めたのか。世界遺産を担当する部局と都市計画部局の連携ができていないのではないか。また、市街化調整区域と市街化区域の違いは、建物の高さだけの問題ではない。そこに社会資本の整備をするかということである。市街化調整区域であれば、既存不適格物件は更新できないよう規制ができた。実際にひとつひとつ規制の内容を検討していかなければならない。京都においても、世界遺産登録から20年が経ち、色々と困った状況が起きているところがある。

田辺座長：最終的には、本計画がどのように実効性を持たせられるかが重要となるだろう。

稲葉副座長：緩衝地帯には法的根拠はないが、既存の法的規制の確認を行い、緩衝地帯に相応しい法的規制があるところを緩衝地帯にしている。そのため、規制に変更がある場合は、当然それが緩衝地帯に相応しいかについての検証を行う過程があるべきである。誰かが調整を行い、その変更について制限もしくは何らかの対応をするという過程が必要である。

宗田アドバイザー：緩衝地帯に都市計画の規制を汎用しているため、このようなことが起こってしまう。

稲葉副座長：他国においても、緩衝地帯の規制はパッチワークであることが多いため、同様の問題が生じている。したがって、部局間の調整を保証することがマネジメントプランの目的のひとつである。

宗田アドバイザー：それが核心である。日本ではそのパッチワークの弊害すら認知されていない。

田辺座長：このような議論が、本計画の策定の中で詰めていかなければならないことである。わかりやすい事例である。

稲葉副座長：部局ごとの調整機能をどのように持たせるか。

田辺座長：以前よりそのような議論はあるが、本計画の策定の中で、どのように組織的な保証ができるかは考えなければならないだろう。

(3) 包括的保存管理計画の対象

(4) 本資産の保存管理の課題の整理

事務局：(資料4 包括的保存管理計画の対象、資料5「古都奈良の文化財」構成資産の性格を踏まえた今後の保存管理上の課題／方針 について説明)

小野アドバイザー：寺院について、「建造物群」という表記がなされているが、本資産の核である8世紀の建物が残っているものは極めて少ない。むしろ、平城宮跡と同様に地下遺構が重要である。その観点での整理が必要と思う。

田辺座長：重要な事項である。

稲葉副座長：資料4右頁において、「a 遺産範囲に含まれる諸要素」を「a-1 建造物群」、「a-2 遺跡(文化的景観)」、「a-3 遺跡」と分けているが、資産範囲に含まれる要素は、A(東大寺)、B(興福寺)・・・H(平城宮跡)で分けるもので、文化財保護法の指定区別や、世界遺産における種

別で分けるものではないと思う。建造物や史跡は文化財保護法で現状変更の制限ができており、ここで書くほどの問題、意味はない。世界遺産としての資産範囲内のセッティング、すなわち、整備計画を含めた全体的な保存という点から区分すべきであろう。現在の分け方は不自然である。

事務局 : 推薦書の項目に従った分類とするのが良いと考えた。

宗田アドバイザー : 緩衝地帯についても構成資産ごとに書くべきではないか。

田辺座長 : 例えば東大寺であれば、建造物も遺跡も含めた包括としてどうすべきかという書き方であるべきだ、という意見である。

宗田アドバイザー : 緩衝地帯は繋がってはいるが、ひとつひとつについて書く必要がある。「古都奈良の文化財」の顕著な普遍的価値があり、それを構成する A~H の構成資産があり、緩衝地帯がある。その顕著な普遍的価値を高めるように緩衝地帯が作用しているかについて書いた方が良い。

事務局 : 例えば、各寺院について、様々な側面から保護のあり方を捉えるとすると、東大寺や薬師寺では史跡の上で復原を行っている。あれは平城宮跡と同様のことであるが、その真実性についてはどのように捉えれば良いか。

稲葉副座長 : 復原に関する日本の姿勢、史跡における上屋の復原に対する思想、理念、考え方については、コラムや平城宮跡に代表させる等をしてどこかに書いておく必要がある。その上で、各構成資産においてどのようにするかについては、個別に説明することになると思う。重要文化財及び国宝建造物の保存は難しくなく、どのように現状変更の管理を行っているかの一覧表で済む。むしろ、史跡、または文化的景観全体として、どのような整備計画があり、規制がなされているかについて、本計画で書く必要があると思う。

田辺座長 : 最近の例で言うと、春日大社の境内地について、史跡の中でどのように考えるかということ。それは世界遺産の中でどのように考えるかということである。

稲葉副座長 : 例えば東大寺ならば、建造物〇棟については文化財保護法により現状変更の規制が為されている、というだけで済む。それが史跡整備になるともう少し内容が膨らむであろう。

事務局 : 東大寺では、長期的には塔の再建といった伽藍の復興を考えられている。その塔の再建が遺跡、伽藍の環境にどのような影響を与えるか、といったところまで踏み込んだ評価が必要であるということか。

田辺座長 : 東大寺の顕著な普遍的価値をどのように位置付けるか、そしてそれに対して影響があるかないかについて、しっかりと見られる計画にすべきということである。ただ、史跡としての保存管理計画は全構成資産について未策定であり、それをここで作る必要はない。世界遺産としての保存管理計画の基本的考え方を呈示するということになるだろう。

増井アドバイザー : 個別の計画をこれから一つずつ策定せねばならない。そのための道筋、考え方の整理をここでしておくとうりやすくなる。個別の社寺の現状を踏まえるような視点から、将来の構想について、どれくらい読み込みどれくらい抑制するかについても視野に入れながら慎重な表現をとって頂きたい。

稲葉副座長 : 例えば東大寺であれば、東大寺の総体的な価値をイメージし、個別の保存管理計画を策定する際の指針となるような姿勢を示すことが可能かどうか、である。

宗田アドバイザー : 協議会等に東大寺の代表の方に来て頂き、ここでの議論を聞いて頂き、今後はこうして行きましょと話ができるのが望ましい。

田辺座長 : どこまで踏み込むかはあるが、そのようなことに触れなければ本計画を策定する意味がない。

稲葉副座長 : そうでなければ、文化財保護法の規制の整理ということになる。

田辺座長 : 例えば、構成資産間の緩衝地帯で非常に狭いところがある。そこで何か起これば資産に影響を与えることとなる。

宗田アドバイザー：緩衝地帯は3つにまとめることができる。

稲葉副座長：復原に対する姿勢、考え方をまとめることは可能か。

宗田アドバイザー：今回は復原よりも、若草山についての議論が主であった。緩衝地帯をご理解頂いていない。

田辺座長：緩衝地帯の位置付けをわかりやすく示す必要があるとも言える。

増井アドバイザー：その件については、まだファジーな部分がある。本アドバイザー会議では、緩衝地帯としての若草山をどう考えるかということが言えると、わかりやすいと思う。また、参考資料2についてであるが、この表だけを見ると、朱雀門の復原が行政の手続きを正式に経て行われたことを示す年表に見える。行政的な手続きを経たことは当たり前のことである。むしろ、参考資料1「原寸大プレゼンテーション」に関する国際憲章で示されているのは、憶測の排除や学術的考証によるということであるが、そうしたことは少ししか載っていない。

田辺座長：復原の根拠となる中身の方を丁寧に示すということ。

増井アドバイザー：そちらの方が重要と思う。

斎藤アドバイザー：ヴェニス憲章で言う「記念物の理解を促し」の手段の1つとして、日本は原寸大プレゼンテーションを考えている。「その意味を歪めることなく示す」という部分は、文化庁や奈良文化財研究所による学術的裏付けにより担保されている。しかし、一つ問題となるのは、「最小限度にとどめるべき」という点である。建造物ではミニマム・インターベンションと言われるが、復原においても同様である。資料5に、平城宮跡の現状の保存管理について、「地上部においては、地下遺構の保護を前提に、地下遺構の価値を伝えるための復原整備を行っている。」とあるが、ここに必要最小限であることを含むべきである。そして、必要最小限とは何かについて理論付けなければならない。その方針は必要ではないか。

小野アドバイザー：その点でいうと、平城宮跡は全てを復原しようとしているわけではない。平城宮跡の価値を伝えるために様々なプレゼンテーションを行っており、その中の1つが復原である。

斎藤アドバイザー：なぜ大極殿と朱雀門は復原が必要であったかについては示さねばならない。

小野アドバイザー：推薦書提出の段階で、復原を行う区域のゾーニングは示していた。

田辺座長：東大寺等、将来的に復原を考えているところは他にもある。

宗田アドバイザー：平城宮跡と東大寺では復原の性格が違う。

田辺座長：それでも位置付けはしておく必要がある。

斎藤アドバイザー：東大寺の境内地の変遷等も顕著な普遍的価値に含まれる。それを踏まえてどうあるべきか、何が最小限かについて全体的な方針を出す。

宗田アドバイザー：緩衝地帯の中には遺物が埋まっているかもしれない。将来、その範囲を文化財指定することとなった場合、発掘調査を行い、復原等により本来の姿を取り戻しながら、どのようなプレゼンテーションをしていくかということが課題となる。特に伽藍が広がったところでは、緩衝地帯を守りつつ、学術的な根拠に基づいた復原を行うことになると思うが、その時は注意せねばならない。宗教法人として、本来の姿を取り戻したいという考えはあると思うが、文化財としての価値を考慮し、慎重にご対応頂きたい。

稲葉副座長：そうすると、資産範囲内についての書き方は、種別ごとに指針を示すということになるか。建造物であれば建造物の修理の方針、及び宗教法人としての整備の方針を示す。東大寺や興福寺における復原についてはここで触れることになる。そして、平城宮跡については、考古遺跡としての整備のあり方を示す。

斎藤アドバイザー：どのような種類のインターベンションか、インパクトか、といった、影響する行為ごとに分類してはどうか。

宗田アドバイザー：インターベンションは数タイプあり、その理念は共通している。東大寺としてはそのこれとこれを使いました、ということになる。

斎藤アドバイザー：維持管理や価値の伝達のためのインターベンションもある。

稲葉副座長：実際の書き方としては、A～Hの個別の保存管理計画はいずれ策定する予定であるとした上で、ここでは全体的な指針を示すことになる。

田辺座長：全体的な方向性を書かねばならない。

宗田アドバイザー：我々としては、「平城宮跡のやり方は正しいと思っている」となる。

斎藤アドバイザー：国際的に許されるものと考えている、という位置づけである。

宗田アドバイザー：欧州の概念、ヴィオレ・ル・デュクとジョン・ラスキンの論争において、ジョン・ラスキン側はこの種の復原をゾンビと表現する。遺跡は復原しない方が良い、そこに遺跡の美があり、そこで豊かに想像を巡らすことが考古学であり歴史であるという考え方、価値観である。平城宮跡のように復原をしてしまうと、何故ここにディズニーランドがあるのかと思う文化人が多くいる。そこをどのように説明するかは、それがプレゼンテーションであること、そしていかに正確であるかを主張するしかない。

田辺座長：種別で分ける場合、どういう種別になるか。考古学的遺跡があり、社寺は建造物でくくる、ということか。遺跡全体の保存管理のあり方と、その中における復原について、最初に打ち出す全体的な考え方はどのようになるか。

稲葉副座長：推薦当時、東大寺は一連の個々の建築に価値があるのであって、史跡範囲はいわばバッファ的な価値付けをしたのであったか。

事務局：そうである。建造物群が存在する環境を担保するのが史跡範囲であるという考え方であった。

稲葉副座長：そうであれば、環境を保持している限り、価値が担保されている限り、どのような整備をしても構わないということか。

斎藤アドバイザー：しかし、建造物の隣に滅茶苦茶なものをつくって良いとはならない。

小野アドバイザー：推薦当時の考えはともかく、さらに一歩進んで、保存管理をしっかりと行うということを書く意味は大きいと思う。

斎藤アドバイザー：そのためには、推薦書に記載した顕著な普遍的価値をさらに積み上げるようなことをせねば、遺跡全体の価値を高めることに繋がらない。

宗田アドバイザー：東大寺が新たなものをつくる場合、既存の建造物の価値を高めることが、宗教法人としての東大寺の持続性を担保するために必要である、といった理屈はいくつでもある。そのようなインターベンションは世界中に多くある。そこが平城宮跡と異なる部分である。

田辺座長：旧境内地は緩衝地帯か。東大寺の価値を担保するためには、旧境内地の適切な環境保持が必要である。

事務局：基本的には資産範囲であるが、民有地は緩衝地帯としている。

事務局：史跡指定されている範囲の中から、今後現状変更が出て来るかもしれない民有地を除外した部分、すなわち宗教法人が所有している土地が資産範囲となっている。

小野アドバイザー：平城宮跡も同様である。

宗田アドバイザー：それは当時の手続き上の判断である。そのような便宜上の手続きで本当に良かったかという議論は残る。

田辺座長：資産の価値を保持するために、旧境内地における現状変更については適切な措置をとる、とするか。

宗田アドバイザー：そうせねば、当時便宜上で行ったことが既成事実化され、正当化され、悪い方向に進んでしまう。

斎藤アドバイザー：そうしたことを基本方針に書き込むことになる。8世紀以降の歴史がありその積み重ねの中に今がある、という観点からみてどうか、といったことを書く。

増井アドバイザー：推薦書にある顕著な普遍的価値に加えて、もう一步踏み込んだ本来的な価値について考えた場合、例えば、文化的景観である春日山原始林の眺望の重要性、緩衝地帯の管理といった、推薦書にはあまり書かれていない部分についても本計画に取り入れていくべきではないか。

稲葉副座長：確認であるが、社寺の世界遺産としての価値は建造物であり、それ以外はセッティングであるという姿勢をはっきりととるか、全体に価値があるとするかによって、万が一境内地で問題が起きた場合、世界遺産としての価値に影響はないと言えるかどうか、ディフェンドの方法が違ってくる。この点についてはどうか。

宗田アドバイザー：何故ディフェンドする必要があるのか。今後世界遺産に相応しくないものを建てる計画があるのか。

斎藤アドバイザー：便宜的な施設を建てるか、復元的な建物を建てるかで違う。

稲葉副座長：将来的に、宗教法人が大規模な復原整備を実施する可能性に対してである。

宗田アドバイザー：文化庁の指導の下で行うのであれば、世界に誇れる復原となるはずである。心配する必要はない。

稲葉副座長：復原の是非論には関係する。薬師寺の西塔を建てたことについても議論はある。

斎藤アドバイザー：積極的に理屈付けしていく方が良い。

宗田アドバイザー：議論した上で、理屈を整理していく方が良い。宗教法人が何かをつくるという際に、それが世界遺産に相応しいかどうかをイコモスや行政が指摘すれば良い。そして、一緒に考えましようと言っていかなければならない。世界遺産に登録されていることを理解していただかなければならない。

田辺座長：宗教法人の場合、参詣者との関わりもある。妥当な落としどころを考える必要がある。

小野アドバイザー：稲葉さんの意見は、あまり理想的なことばかり書くと、実際に困る場合がでてくるのではないかということであった。ただし、細かく書く必要はないが、本質的に大事なことは書く必要がある。

宗田アドバイザー：世界遺産条約を批准して既に22年経つにも関わらず、世界遺産を守ることがどういうことか、国民にも所有者にも十分ご理解いただけていない。世界遺産に登録されても現状から何も変わらない、という便宜的な手続き、説明を行ったためである。世界遺産に登録されたのだから、他の文化財に誇ることでできる保存を行って下さい、とできるかの分かれ道である。

増井アドバイザー：資産の価値を行政、所有者が共有できる良いチャンスである。価値を明確にし、心配事を想定した上で、マネジメントのあり方を整理した方が良いと思う。そして、本計画を価値観を共有する呼びかけになるように使えばいいのではないか。

稲葉副座長：構成要素を建造物とするか、境内地とするかについてだが、推薦時点では建造物が構成要素であり、史跡は建造物のセッティングであるとしていた。これでよいかどうか。

斎藤アドバイザー：セッティングは建造物周辺の環境のことだけではないが、史跡は単に建造物のバッファであるという話であれば、薬師寺において東塔は世界遺産だが他は関係ないというような考え方は、世界には理解して頂けないと思う。積極的な価値付けが必要と思う。

宗田アドバイザー：遺産を建造物群、文化的景観、遺跡の3つに分類するのは良いと思う。建造物であれば、その次に各寺院が並び、その中で具体的な「建造物」と「セッティング」に分かれる。

小野アドバイザー：各構成資産と「建造物」「遺跡」といった観点で表、マトリックスができると思う。マ

トリックスを作りそれを縦軸と横軸のどちらから書いていくのが効果的か、ということになる。

田辺座長：ただ、全体はともかく、個別に踏み込むと結局この資料の表に落ち着くのではないか。冒頭で全体の方向を種別毎に出せば、個別の内容は資料のようなものになるのではないか。書き方は旧境内全体を価値の対象とするようにするが、項目はこれでよいか。

斎藤アドバイザー：先に縦と横のますの中にどのようなことが起こり得るかというエクササイズを行う必要はあると思う。本計画に掲載するかは別として。

田辺座長：これから起こりえそうな事態をおさえるということ。

斎藤アドバイザー：構成資産の種類・価値と、災害、観光、復原等の脅威との縦横で考える。奈良町が緩衝地帯に入っており、その辺りについても必要である。

稲葉副座長：資料5の周辺環境の保存管理体制について、関係部局間の調整が機能していると書かれているが、本当に機能していると言えるか。

宗田アドバイザー：この席に都市計画課の方はいないのか。

事務局：都市整備部まちづくり指導室の室長が出席している。都市整備部局と、庁内の調整を行う総合政策部局が入っている。

宗田アドバイザー：むしろその方々に前面に立って説明して頂かねば、協議しているとは言えない。世界遺産を抱えることで都市計画部局は多くの苦勞を抱えることとなるが、だからこそ前面に立っていただきたい。

斎藤アドバイザー：町場では、都市計画法や古都保存法や風致地区の規制と、世界遺産の緩衝地帯としてのあり方はずれている。『世界遺産地区のマネージメント指針』（Bernard M. Feilden、Jukka Jokilehto、ICCROM、1998）には歴史都市の管理計画について、インフィルすなわち空地に新しい建築を作る場合、周囲の歴史的建造物と似たような偽物を作ってはいけない、といったことが書かれているが、奈良町をみると、そこで批判されていることをしていそうである。その辺りをどうするか。緩衝地帯ではあるが、調和した建物が整備されるのはよいが江戸時代のような町並みができてしまうのは避けたい。

稲葉副座長：奈良町には奈良町の整備方針と景観形成の方針があり、委員会がある。それらと本計画では、やはり奈良町の計画の方が優先されると思う。そうすると、こちらは世界遺産の緩衝地帯としてどこまでを条件とするか。現状の緩衝地帯を見直して適切な範囲であるかを確認した上で、今のところ最も厳しく見るべきは高さ規制、そして色彩等の規制までであり、インフィルの理念まで見るかどうかを議論し、その上で本計画においてどこまで書き込むか整理する必要がある。

宗田アドバイザー：奈良町は独自の景観地区を設定し、修景事業を進めてこられた。全国的に見ても優れた事例であり、住民も戻りつつあり、観光客向けの店舗も増加している。奈良市の景観行政の成果である。それは十分に理解しているが、加えて、世界遺産の緩衝地帯としても進化しているということを書けば良いのではないか。

斎藤アドバイザー：実際に担当する部局、住民に、そのような意見もあるということを知らせる。

増井アドバイザー：話はよくわかるが、一方で地元の立場としては、様々な都市計画が緩衝地帯になっているが、スタンダードがないので判断に困る。制度的にOKでも常識的にはどうかという場合に、例えば、世界遺産の緩衝地帯として見たらどうか、ということが地元メッセージとして発信されていない。地域で実施している都市計画や景観、文化財行政の中に、世界遺産としての押さえどころはこうだ、という明確なメッセージが欲しい。現実の問題をふまえた踏み込んだ書き方が必要。

まちづくり指導室：奈良町では景観条例等による規制を行っているが、あくまで誘導がメインである。用途地域は住居地域と一部商業地域であり、高さは15mの制限が為されている。近年はマンションの話もあるが、個別案件として対応している。住民のご協力なしには成り立たない。ただ、最近住民が建物を売りに出している状況もある。世界遺産に関係するところで、何か方法があれば

心強いと思っているところである。

小野アドバイザー：行政は規制、誘導、事業の3つの手法で行うが、誘導が最も難しい。誘導の際のひとつの根拠として、世界遺産の緩衝地帯という観点ではこのように言われている、というのがあって力になる。本計画の中にも、奈良市の誘導行政に資するような書き方が必要である。

宗田アドバイザー：まちづくり指導室長から頂いたご意見は、今まで誘導を実施してきたが、次は規制のためのプッシュが欲しい、ということかと思う。このことを文化財部局にも傍聴して頂き、市全体の取り組みとして、本アドバイザー会議より意見があったということで、条例を策定したり、住民説明会を実施するといった、さらに一歩進める方向に進んでいくと良い。

田辺座長：法的な根拠をつくるべきであるといったことは書けるかもしれない。

稲葉副座長：緩衝地帯も種類別になる。伝統的建造物群保存地区になりそうな地域、平城宮跡の周辺のような量販店ができそうな地域、といったようにいくつかに分類される。そうなると、その種別ごとに現状の規制とデザイン誘導を調べた上で考えることになるか。

斎藤アドバイザー：私の発言の意図は、奈良町の中に、傾斜屋根の木造瓦葺、漆喰塗2階建ての建物が建つのは良いが、つし二階虫籠窓の建物にするのはおかしいということである。

宗田アドバイザー：奈良市の修景のガイドラインがあり、斎藤アドバイザーはそれについて専門家として言いたいことがあるということか。

斎藤アドバイザー：日本は世界とは逆の方向に進んでいる。

稲葉副座長：奈良町には現状の修景基準があり、それが緩衝地帯の規制の1つとなっている。それに改善すべき点があれば本計画に盛り込む、ということか。全てそのようなやり方をしていくのか。

宗田アドバイザー：とりあえず頑張っているということを報告するのみとするか、より良くしようとするか。

稲葉副座長：包括的保存管理計画では、緩衝地帯については、現状の規制を整理し、表等により明確に示すことである。その現状を見た上で問題があれば、その改善はアクションプランに盛り込まれる。ひとまず、緩衝地帯の規制の現状整理を行う必要がある。

事務局：本資産が推薦された際は、そこまで詳細な中身が求められない時代であった。本資産の緩衝地帯が、どのようなメカニズムでどのように保護されているかについてはよく伝わっていない。現行の推薦書レベルまでブレイクダウンしたものを、ここで一旦整理しておく。そして、この20年間に起こったことについても整理をする。そこはしっかり踏まえなければならないと思っている。その先の課題については、課題の整理と、課題の克服のための方向性を示すことはできるが、具体的なことは示せない。資産範囲では個別の保存管理計画ができれば良いと思う。また、世界遺産を意識した都市計画の見直し、まちづくりプランができれば良いと思う。ただ、今の時点では方向性を示すところまでしかできない。

田辺座長：それで良いと思う。それを受けて個別の保存管理計画で踏み込んだものを作って頂ければ良い。

事務局：したがって、各資産の所有者や管理者に、共通で実施することの方向性を示せば良いと思う。

田辺座長：とりあえず、現状のデータを出して頂き、ここで検討するという作業はできる。

事務局：その中で、様々な開発計画が出て来ないとはいえない。その際にどのような仕組みで問題に対応するのか、示していければと思う。

斎藤アドバイザー：資料5にある、周辺環境の現状の保存管理体制でできること、そうでないこと、その部分の評価をした方が良い。

稲葉アドバイザー：景観規制できるのか、デザインコントロールできるのか、とか、インフィルの理念の問題とか。

斎藤アドバイザー：色はできるだろうが、ボリュームはどうか、とか。

宗田アドバイザー：風致地区は、市街化区域にもかかっている。市街化区域の風致地区は、基本的には緑被率の問題で済ませる傾向がある。その結果、緑豊かだったところが宅地開発され、景観ががらりと変わってしまうということもある。古都全体の風情を考えなければならない。そのような点検も行う必要がある。

田辺座長：本計画を担保するしくみについての議論を、今から行政内で進めておいていただきたい。

以上